

平成24年度（平成23年分） 市・県民税申告の手引き



市民税・県民税につきましては、日ごろからご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
市・県民税の申告は、皆様からの申告に基づいて税額を決定するために必要な手続きです。
今回申告していただく所得は、**平成23年1月1日から平成23年12月31日までの1年間に発生した所得**です。この『申告の手引き』を参考に、申告書を作成のうえ、**平成24年3月15日（木）まで**に申告してください。

申告受付日時

受付期間 (土・日曜日、祝日は除く)	受付場所	受付時間 (正午～午後1時は除く)
平成24年2月 1日（水） ～2月15日（水）	市役所第二庁舎あじさいホール	午前の部 9:00～12:00 午後の部 13:00～16:00
平成24年2月16日（木） ～3月15日（木）	市役所第二庁舎あじさいホール 伊香保総合支所1階市民ホール 小野上総合支所1階ロビー 子持総合支所子持公民館2階 赤城総合支所1階 北橋総合支所市民ギャラリー	午前の部 8:30～12:00 午後の部 13:00～17:15

申告書の提出時に必要なもの

申告書を提出する前に、下記の書類等が揃っているかチェックしましょう。

- 申告書
- 印鑑（認め印で結構です）
- 平成23年中の収入を証明するもの
 - ・給与所得者・・・源泉徴収票または事業主の支払証明書
 - ・年金受給者・・・源泉徴収票
 - ・事業所得及び不動産所得・・・収支明細書など
- 雑損・医療費・社会保険料（国民健康保険、国民年金等）・生命保険料・地震保険料・寄附金等の控除を受ける方は、平成23年中に支払った金額を確認できる証明書
なお、市役所第二庁舎および各総合支所で申告する場合、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の証明書については、省略することができます。
- 障害者控除を受ける方は、身体障害者・療育手帳または証明書

市・県民税の申告が必要な方

平成24年1月1日現在、渋川市に居住している方は、申告が必要です。

詳しくは、2頁の『申告判断チェック表』で確認してください。

なお、**所得税の確定申告をする方は、市・県民税の申告は不要です。**

【お問い合わせ先】

渋川市役所 総務部税務課市民税係	☎	22-2251
伊香保総合支所総務課総務係	☎	72-3155
小野上総合支所総務課総務係	☎	59-2111
子持総合支所総務課税務出納係	☎	24-1211
赤城総合支所総務課税務出納係	☎	56-2211
北橋総合支所総務課税務出納係	☎	52-2111

申告判断チェック表

※このチェック表は簡易なものです。判断に迷ったときは、1頁のお問い合わせ先までご相談ください。

スタート

平成24年1月1日現在、渋川市に居住していましたか？

いいえ

渋川市への市県民税の申告は不要です。
平成23年中に収入のあった方は、平成24年1月1日現在居住の市区町村にお問い合わせください。

はい

平成23年1月1日から12月31日までに収入がありましたか？

はい

収入あり

収入なし

いいえ

同居の家族または渋川市内に居住している方の扶養親族（控除対象配偶者を含む）の対象になっていますか？

はい

申告は不要です
ただし、所得証明書等が必要な方（保育所入所・乳幼児医療費助成・幼稚園就園奨励費補助等の受給などの申請をされる方等）は、所得が無い旨の申告が必要となります。

※渋川市外の市区町村に居住する方の扶養親族（控除対象配偶者を含む）の対象になっている場合は、「いいえ」に進んでください。

収入は障害年金・遺族年金のみである。

いいえ

申告が必要です

収入は給与のみである
(パート・アルバイト・事業専従者も含む)

勤務先から渋川市に給与支払報告書が提出されていますか？
(提出の有無については勤務先に確認してください)

はい

申告は不要です
ただし、年末調整をされていない場合で、扶養控除や社会保険料控除等の所得控除を受ける場合は、申告が必要となります。

いいえ

給与を2カ所以上から受けていますか？

はい

申告が必要です

給与の他に別の収入（事業・不動産・譲渡等）がある

はい

収入は給与以外である

はい

医療費控除等各種控除額の追加・訂正がある

はい

収入は公的年金のみであり、控除は現況届で届けた内容と同じである
※公的年金を2カ所以上から受給している場合や扶養控除の変更等をされる場合は、「いいえ」に進んでください。

いいえ

はい

申告は不要です

※寄附金・雑損控除を受ける方は、確定申告をしてください。

※退職所得などの所得がある方は、分離課税等用の申告書で確定申告をしてください。

申告書（表面）の記入例

<記入例>

赤枠の中を記入してください。

渋川市長様

平成24年度（平成23年分）市・県民税申告書

申告の相談日は

3月15日までです



住所	377-0007 渋川市石原80番地	フリガナ	512	シブカワ イチロウ
氏名	渋川 市郎 (赤枠)			
生年月日	513	12月4日	18年10月10日	明大 聡平
職業(屋号)	様			

申告書番号	
行政区	世帯No
510	
電話	22 - 2111 (赤枠)

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

401	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類			
雑損控除	損害金額	円	円			
402	支払った医療費	円	円			
医療費控除	310,000		50,000			
403	社会保険の種類	支払った保険料				
社会保険料控除	国民健康保険	278,700 円				
	国民年金	159,600 円				
	介護保険	34,400 円				
	合計	472,700 円				
①	生命保険料控除	一般の保険料の計	個人年金保険料の計			
200,000	円	408	円			
②	地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期保険料の計			
75,000	円	411	円			
③~④	③寡夫(寡夫)控除	④勤労学生控除(学校名)				
寡婦(寡夫)勤労学生控除	<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未帰還					
⑤	障害者控除	氏名 渋川 ハナ	障害の程度 3 (級)			
⑥~⑦	配偶者控除・配偶者特別控除	配偶者の氏名 渋川 美子	配偶者の合計所得金額 509,000 円			
⑧ 家族欄	氏名	生年月日	同居別居	続柄	控除額	扶養している者に○印を記入
	渋川 美子	S201212	同・別 妻		万円	○ (特・普)
	渋川 昭夫	S420102	同・別 子			配・特・普
	渋川 和夫	S450315	同・別 子			配・特・普
	渋川 成子	S430901	同・別 子の妻			配・特・普
	渋川 大介	H140917	少老 子の子			○ (特・普)
	渋川 太郎	T100401	老 父			○ (特・普)
渋川 ハナ	T111002	老 母			○ (特・普)	

5 給与所得以外(公的年金を除く)の市民税・県民税の納税方法

給与から差し引き(特別徴収) 自分で納付(普通徴収)

控対象	特定扶養	老扶	その他	障害者	年少	406	生保(所得税)				
501	有	内同	有	内	有	410	地保(所得税)				
502	夫有	妻有	未成年	乙欄	障害者	老有	寡婦	寡夫	勤学	421	配特(所得税)
503	有	人	511	専従者控除	506	所控除					
504	確甲	専従者	保	中	有	均	294	309	専給		
450	住宅借入控除										
472	住宅借入控除可能額										

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

1 収入金額等	事業	営業等	901					
	農	業	902					
	不	動	産	904	2028000			
	利	子						
	配	当						
	給	与	308					
	雑	公的年金等	310	2409000				
	その他							
	総	合	譲渡					
	一	時	ハ					
2 所得金額	事業	営業等	301					
	農	業	302					
	不	動	産	304	1680000			
	利	子	305					
	配	当	306					
	給	与						
	雑		312	1209000				
	総	合	譲渡・一時					
	二							
	505	2889000						
4 所得から差し引かれる金額	雑損控除	401						
	医療費控除	402		1600000				
	社会保険料控除	403		4727000				
	小規模企業共済等掛金控除	404						
	生命保険料控除	①		3500000				
	地震保険料控除	②		2500000				
	寡婦(寡夫)控除	③						
	勤労学生・障害者控除	④~⑤		2600000				
	配偶者控除	⑥		3300000				
	配偶者特別控除	⑦						
扶養控除	⑧		9000000					
基礎控除			3300000					
合計			25127000					
備考欄								

※確定申告をした人は、この申告書を提出する必要はありません。

申告書の書き方

【氏名欄】

氏名、電話番号欄に記入し、押印してください。

【1 収入金額等 2 所得金額欄】

平成23年1月1日から平成23年12月31日までの1年間に得た収入金額を記入してください。

事業	営業等	販売業、飲食業、製造業、運送業、建設業、サービス業（旅館、クリーニング、理容、美容など）、医師、司法書士、外交員、ホステス、作家などの事業による所得です。裏面の「7事業・不動産所得に関する事項」にも記入してください。																									
	農業	米・麦・花・果樹などの農産物の生産、家畜の育成・肥育・採卵または酪農品の生産などによる所得です。裏面の「7事業・不動産所得に関する事項」にも記入してください。																									
不動産	地代、家賃、駐車場代など土地や家屋などの貸付等による所得です。裏面の「7事業・不動産所得に関する事項」にも記入してください。																										
利	子	公社債及び預貯金の利子による所得です。																									
配	当	株式の配当、出資の配当及び剰余金の分配、証券投資信託の利益の分配による所得などです。裏面の「8配当所得に関する事項」にも記入してください。																									
給	与	給料、賃金、賞与などによる所得です。パートやアルバイトも含まれます。給与収入から給与所得控除額を引いたものが所得となります。給与所得は、次の表から求めることができます。																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>給与等の収入金額</th> <th>給与所得の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～650,999円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>651,000円～1,618,999円</td> <td>収入金額－650,000円</td> </tr> <tr> <td>1,619,000円～1,619,999円</td> <td>969,000円</td> </tr> <tr> <td>1,620,000円～1,621,999円</td> <td>970,000円</td> </tr> <tr> <td>1,622,000円～1,623,999円</td> <td>972,000円</td> </tr> <tr> <td>1,624,000円～1,627,999円</td> <td>974,000円</td> </tr> <tr> <td>1,628,000円～1,799,999円</td> <td>収入金額 ÷ 4 (千円未満切捨て) = A</td> </tr> <tr> <td>1,800,000円～3,599,999円</td> <td>A × 2.8 - 180,000円</td> </tr> <tr> <td>3,600,000円～6,599,999円</td> <td>A × 3.2 - 540,000円</td> </tr> <tr> <td>6,600,000円～9,999,999円</td> <td>収入金額 × 0.9 - 1,200,000円</td> </tr> <tr> <td>10,000,000円～</td> <td>収入金額 × 0.95 - 1,700,000円</td> </tr> </tbody> </table>		給与等の収入金額	給与所得の金額	～650,999円	0円	651,000円～1,618,999円	収入金額－650,000円	1,619,000円～1,619,999円	969,000円	1,620,000円～1,621,999円	970,000円	1,622,000円～1,623,999円	972,000円	1,624,000円～1,627,999円	974,000円	1,628,000円～1,799,999円	収入金額 ÷ 4 (千円未満切捨て) = A	1,800,000円～3,599,999円	A × 2.8 - 180,000円	3,600,000円～6,599,999円	A × 3.2 - 540,000円	6,600,000円～9,999,999円	収入金額 × 0.9 - 1,200,000円	10,000,000円～	収入金額 × 0.95 - 1,700,000円
		給与等の収入金額	給与所得の金額																								
		～650,999円	0円																								
		651,000円～1,618,999円	収入金額－650,000円																								
		1,619,000円～1,619,999円	969,000円																								
		1,620,000円～1,621,999円	970,000円																								
		1,622,000円～1,623,999円	972,000円																								
		1,624,000円～1,627,999円	974,000円																								
		1,628,000円～1,799,999円	収入金額 ÷ 4 (千円未満切捨て) = A																								
		1,800,000円～3,599,999円	A × 2.8 - 180,000円																								
		3,600,000円～6,599,999円	A × 3.2 - 540,000円																								
		6,600,000円～9,999,999円	収入金額 × 0.9 - 1,200,000円																								
10,000,000円～	収入金額 × 0.95 - 1,700,000円																										
国民年金、厚生年金、恩給、共済年金などによる所得です。																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢区分</th> <th>公的年金等の収入金額の合計額 (A)</th> <th>雑所得の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">65歳未満 昭和22年1月2日 以後生まれの方</td> <td>～ 700,000円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>700,001円 ～ 1,299,999円</td> <td>(A) - 700,000円</td> </tr> <tr> <td>1,300,000円 ～ 4,099,999円</td> <td>(A) × 0.75 - 375,000円</td> </tr> <tr> <td>4,100,000円 ～ 7,699,999円</td> <td>(A) × 0.85 - 785,000円</td> </tr> <tr> <td>7,700,000円 ～</td> <td>(A) × 0.95 - 1,555,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">65歳以上 昭和22年1月1日 以前生まれの方</td> <td>～ 1,200,000円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>1,200,001円 ～ 3,299,999円</td> <td>(A) - 1,200,000円</td> </tr> <tr> <td>3,300,000円 ～ 4,099,999円</td> <td>(A) × 0.75 - 375,000円</td> </tr> <tr> <td>4,100,000円 ～ 7,699,999円</td> <td>(A) × 0.85 - 785,000円</td> </tr> <tr> <td>7,700,000円 ～</td> <td>(A) × 0.95 - 1,555,000円</td> </tr> </tbody> </table>		年齢区分	公的年金等の収入金額の合計額 (A)	雑所得の金額	65歳未満 昭和22年1月2日 以後生まれの方	～ 700,000円	0円	700,001円 ～ 1,299,999円	(A) - 700,000円	1,300,000円 ～ 4,099,999円	(A) × 0.75 - 375,000円	4,100,000円 ～ 7,699,999円	(A) × 0.85 - 785,000円	7,700,000円 ～	(A) × 0.95 - 1,555,000円	65歳以上 昭和22年1月1日 以前生まれの方	～ 1,200,000円	0円	1,200,001円 ～ 3,299,999円	(A) - 1,200,000円	3,300,000円 ～ 4,099,999円	(A) × 0.75 - 375,000円	4,100,000円 ～ 7,699,999円	(A) × 0.85 - 785,000円	7,700,000円 ～	(A) × 0.95 - 1,555,000円	
年齢区分	公的年金等の収入金額の合計額 (A)	雑所得の金額																									
65歳未満 昭和22年1月2日 以後生まれの方	～ 700,000円	0円																									
	700,001円 ～ 1,299,999円	(A) - 700,000円																									
	1,300,000円 ～ 4,099,999円	(A) × 0.75 - 375,000円																									
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	(A) × 0.85 - 785,000円																									
	7,700,000円 ～	(A) × 0.95 - 1,555,000円																									
65歳以上 昭和22年1月1日 以前生まれの方	～ 1,200,000円	0円																									
	1,200,001円 ～ 3,299,999円	(A) - 1,200,000円																									
	3,300,000円 ～ 4,099,999円	(A) × 0.75 - 375,000円																									
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	(A) × 0.85 - 785,000円																									
	7,700,000円 ～	(A) × 0.95 - 1,555,000円																									
その他	原稿料、講演料、印税、郵便年金契約・生命保険契約の年金、シルバー人材センターからの報酬などによる所得です。																										
総合譲渡	短期	機械、特許権、ゴルフ会員権、競走馬、貴金属等の譲渡による所得です。 (取得の日から譲渡の日までの所有期間が5年以内のもの)																									
	長期	機械、特許権、ゴルフ会員権、競走馬、貴金属等の譲渡による所得です。 (取得の日から譲渡の日までの所有期間が5年を超えるもの)																									
一時	懸賞の賞金品、競輪・競馬などの払戻金、生命保険の返戻金などによる所得です。																										

【3 所得から差し引かれる金額に関する事項欄】

※平成23年中とは、平成23年1月1日から平成23年12月31日までをいいます。

雑損控除	平成23年中に地震、火災、盗難、横領などにより住宅や家財などに損害を受けた場合。 [控除額] 次のいずれか多い方の金額 ① (損失額－補てん金)－(合計所得×10%) ② 災害関連支出の金額－5万円 ※この控除を受ける場合は、被災証明書(写し可)・盗難証明書等が必要です。															
医療費控除	平成23年中に支払った医療費、医薬品の購入費などがある場合。 (最高限度額200万円) [控除額] 支払額－保険等の補てん金－(10万円または合計所得の5%の少ない方) ※この控除を受ける場合は、領収書等が必要です。															
社会保険料控除	平成23年中に支払った国民健康保険税、介護保険料、国民年金、厚生年金、雇用保険、小規模企業共済などの掛け金がある場合。 [控除額] 支払額＝控除額 ※この控除を受ける場合は、証明書が必要です。															
生命保険料控除	平成23年中に生命保険料(一般用)、個人年金保険料を支払った場合。 [控除額] 次の表により計算した額。生命保険料と個人年金保険料が両方ある場合は、それぞれを計算し、合計額を控除額とします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払った保険料の金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～ 15,000円</td> <td>支払った保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>15,001円～ 40,000円</td> <td>支払った保険料の合計額×0.5+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,001円～ 70,000円</td> <td>支払った保険料の合計額×0.25+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,001円～</td> <td>35,000円(上限額)</td> </tr> </tbody> </table> ※この控除を受ける場合は、証明書が必要です。	支払った保険料の金額	控除額	～ 15,000円	支払った保険料の全額	15,001円～ 40,000円	支払った保険料の合計額×0.5+7,500円	40,001円～ 70,000円	支払った保険料の合計額×0.25+17,500円	70,001円～	35,000円(上限額)					
支払った保険料の金額	控除額															
～ 15,000円	支払った保険料の全額															
15,001円～ 40,000円	支払った保険料の合計額×0.5+7,500円															
40,001円～ 70,000円	支払った保険料の合計額×0.25+17,500円															
70,001円～	35,000円(上限額)															
地震保険料控除	平成23年中に地震保険料を支払った場合。 平成18年末までに契約した保険期間10年以上で満期返戻金がある長期損害保険料は経過措置により支払額の一定額が控除されます。 [控除額] 次の表により計算した額。地震保険料と長期損害保険料が両方ある場合は、それぞれを計算し、合計額を控除額とします。ただし、1つの契約が地震保険料、長期損害保険料のいずれにも該当する場合はいずれか1つのみに該当するものとして計算します。(上限額25,000円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>保険料の区分</th> <th>支払った保険料の金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地震保険料</td> <td>～ 50,000円</td> <td>支払った保険料の合計額×0.5</td> </tr> <tr> <td>50,001円～</td> <td>25,000円(上限額)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">長期損害保険料</td> <td>～ 5,000円</td> <td>支払った保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>5,001円～ 15,000円</td> <td>支払った保険料の合計額×0.5+2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,001円～</td> <td>10,000円(上限額)</td> </tr> </tbody> </table> ※この控除を受ける場合は、証明書が必要です。	保険料の区分	支払った保険料の金額	控除額	地震保険料	～ 50,000円	支払った保険料の合計額×0.5	50,001円～	25,000円(上限額)	長期損害保険料	～ 5,000円	支払った保険料の全額	5,001円～ 15,000円	支払った保険料の合計額×0.5+2,500円	15,001円～	10,000円(上限額)
保険料の区分	支払った保険料の金額	控除額														
地震保険料	～ 50,000円	支払った保険料の合計額×0.5														
	50,001円～	25,000円(上限額)														
長期損害保険料	～ 5,000円	支払った保険料の全額														
	5,001円～ 15,000円	支払った保険料の合計額×0.5+2,500円														
	15,001円～	10,000円(上限額)														
寡婦(寡夫)控除	該当する場合は□にチェックのうえ、死別・離婚・生死不明・未帰還の別を□にチェックしてください。 [控除額] <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分(要件等)</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">寡婦</td> <td>① 夫と死別した後再婚していない方や夫が生死不明などの方で、平成23年分の合計所得金額が500万円以下の方</td> <td>260,000円</td> </tr> <tr> <td>② 夫と死別・離婚した後再婚していない方や夫が生死不明などの方で、扶養親族や平成23年分の総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子(※)のある方</td> <td>260,000円</td> </tr> <tr> <td>③ ②に該当する方で、扶養親族である子があり、かつ、平成23年分の合計所得金額が500万円以下の方</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>寡夫</td> <td>妻と死別・離婚した後再婚していない方や妻が生死不明などの方で、平成23年分の合計所得金額が500万円以下であり、かつ、総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子(※)のある方</td> <td>260,000円</td> </tr> </tbody> </table> ※生計を一にする子のうち、他の納税者の控除対象配偶者や扶養親族とされている方は除きます。	区分(要件等)		控除額	寡婦	① 夫と死別した後再婚していない方や夫が生死不明などの方で、平成23年分の合計所得金額が500万円以下の方	260,000円	② 夫と死別・離婚した後再婚していない方や夫が生死不明などの方で、扶養親族や平成23年分の総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子(※)のある方	260,000円	③ ②に該当する方で、扶養親族である子があり、かつ、平成23年分の合計所得金額が500万円以下の方	300,000円	寡夫	妻と死別・離婚した後再婚していない方や妻が生死不明などの方で、平成23年分の合計所得金額が500万円以下であり、かつ、総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子(※)のある方	260,000円		
区分(要件等)		控除額														
寡婦	① 夫と死別した後再婚していない方や夫が生死不明などの方で、平成23年分の合計所得金額が500万円以下の方	260,000円														
	② 夫と死別・離婚した後再婚していない方や夫が生死不明などの方で、扶養親族や平成23年分の総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子(※)のある方	260,000円														
	③ ②に該当する方で、扶養親族である子があり、かつ、平成23年分の合計所得金額が500万円以下の方	300,000円														
寡夫	妻と死別・離婚した後再婚していない方や妻が生死不明などの方で、平成23年分の合計所得金額が500万円以下であり、かつ、総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子(※)のある方	260,000円														

勤労学生控除	<p>大学や高校の学生や生徒で、平成23年中の合計所得金額が65万円以下で、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得が10万円以下の方。 該当する場合は、□にチェックをして学校名を記入してください。 [控除額] 260,000円 ※この控除を受ける場合は、学生証等の提示が必要です。</p>																					
障害者控除	<p>平成23年12月31日現在（年の途中で死亡した方の場合は死亡当時）、あなたやあなたの控除対象配偶者、扶養親族が障害者である場合。 [控除額]</p> <table border="1" data-bbox="411 436 1465 636"> <thead> <tr> <th>障害者控除の区分</th> <th>身体障害者手帳</th> <th>療育手帳</th> <th>精神障害者保健福祉手帳</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通障害</td> <td>3級以下</td> <td>B</td> <td>2級・3級</td> <td>260,000円</td> </tr> <tr> <td>特別障害</td> <td rowspan="2">1級・2級</td> <td rowspan="2">A</td> <td rowspan="2">1級</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>同居特別障害</td> <td>530,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※この控除を受ける場合は、障害者手帳または証明書の提示が必要です。</p>	障害者控除の区分	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	控除額	普通障害	3級以下	B	2級・3級	260,000円	特別障害	1級・2級	A	1級	300,000円	同居特別障害	530,000円				
障害者控除の区分	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	控除額																		
普通障害	3級以下	B	2級・3級	260,000円																		
特別障害	1級・2級	A	1級	300,000円																		
同居特別障害				530,000円																		
配偶者控除・ 配偶者特別控除	<p>あなたの合計所得金額が1,000万円以下であり、平成23年12月31日現在（年の途中で死亡した方の場合は死亡当時）生計を一にする配偶者を有する場合は、配偶者の合計所得金額に応じて控除されます。 【配偶者控除】配偶者の平成23年中の合計所得金額が38万円以下のとき。 （内縁、他の方の扶養親族、事業専従者を除く。） [控除額] 70歳以上の配偶者は、380,000円。 上記以外の配偶者は、330,000円。 【配偶者特別控除】配偶者の平成23年中の合計所得が38万円を超え76万円未満のとき、段階的に控除が受けられます。 [控除額]</p> <table border="1" data-bbox="411 1032 1093 1352"> <thead> <tr> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>380,001円～449,999円</td><td>330,000円</td></tr> <tr><td>450,000円～499,999円</td><td>310,000円</td></tr> <tr><td>500,000円～549,999円</td><td>260,000円</td></tr> <tr><td>550,000円～599,999円</td><td>210,000円</td></tr> <tr><td>600,000円～649,999円</td><td>160,000円</td></tr> <tr><td>650,000円～699,999円</td><td>110,000円</td></tr> <tr><td>700,000円～749,999円</td><td>60,000円</td></tr> <tr><td>750,000円～759,999円</td><td>30,000円</td></tr> <tr><td>760,000円以上</td><td>0円</td></tr> </tbody> </table>	配偶者の合計所得金額	控除額	380,001円～449,999円	330,000円	450,000円～499,999円	310,000円	500,000円～549,999円	260,000円	550,000円～599,999円	210,000円	600,000円～649,999円	160,000円	650,000円～699,999円	110,000円	700,000円～749,999円	60,000円	750,000円～759,999円	30,000円	760,000円以上	0円	
配偶者の合計所得金額	控除額																					
380,001円～449,999円	330,000円																					
450,000円～499,999円	310,000円																					
500,000円～549,999円	260,000円																					
550,000円～599,999円	210,000円																					
600,000円～649,999円	160,000円																					
650,000円～699,999円	110,000円																					
700,000円～749,999円	60,000円																					
750,000円～759,999円	30,000円																					
760,000円以上	0円																					
扶養控除	<p>平成23年12月31日現在（年の途中で死亡した方の場合は死亡当時）生計を一にする親族で、平成23年中の合計所得金額が38万円以下の場合。 家族欄中該当する方の「扶養している者に○印を記入」欄に○を記載してください。 [控除額]</p> <table border="1" data-bbox="411 1552 1394 1861"> <thead> <tr> <th>扶養親族の年齢</th> <th>控除対象扶養親族の区分</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0歳～15歳</td> <td>対象外 ※</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>16歳～18歳</td> <td>控除対象扶養親族</td> <td>330,000円</td> </tr> <tr> <td>19歳～22歳</td> <td>特定扶養親族</td> <td>450,000円</td> </tr> <tr> <td>23歳～69歳</td> <td>控除対象扶養親族</td> <td>330,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">70歳～</td> <td rowspan="2">老人扶養親族</td> <td>同居老親等以外</td> <td>380,000円</td> </tr> <tr> <td>同居老親等</td> <td>450,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成24年1月1日時点の年齢で判断してください。 ※平成23年分の申告から年齢16歳未満の扶養親族（年少扶養親族）に対する扶養控除が廃止され扶養控除の対象にはなりません。個人住民税の算定等の際に使用するため、16歳未満の方を扶養している場合は、家族欄中「扶養している者に○印を記入」欄に必ず○を記載してください。</p>	扶養親族の年齢	控除対象扶養親族の区分	控除額	0歳～15歳	対象外 ※	0円	16歳～18歳	控除対象扶養親族	330,000円	19歳～22歳	特定扶養親族	450,000円	23歳～69歳	控除対象扶養親族	330,000円	70歳～	老人扶養親族	同居老親等以外	380,000円	同居老親等	450,000円
扶養親族の年齢	控除対象扶養親族の区分	控除額																				
0歳～15歳	対象外 ※	0円																				
16歳～18歳	控除対象扶養親族	330,000円																				
19歳～22歳	特定扶養親族	450,000円																				
23歳～69歳	控除対象扶養親族	330,000円																				
70歳～	老人扶養親族	同居老親等以外	380,000円																			
		同居老親等	450,000円																			

【6 給与の内訳】

日給などの給与収入のある方で、源泉徴収票のない方は記入してください。

【7 事業・不動産所得に関する事項】

事業収入（営業等・農業）や不動産収入がある方は内訳を記入してください。

〈記入例〉

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
不動産	渋川市石原6番地1	2,028,000	348,000	

※事業所得・不動産所得の必要経費については、次のとおりです。

給与賃金	従業員への給料など	旅費交通費	交通費・宿泊費など
減価償却費	店舗・車両などの償却費	通信費	電話料・郵送料など
地代家賃	借用店舗・土地などの支払額	広告宣伝費	宣伝用マッチ、カレンダー等
借入金利子	※証明書を添付してください	接待交際費	業務遂行上必要なもの
租税公課	事業税・事業用の自動車税、固定資産税など	損害保険料	事業にかかる損害保険料など
荷造運賃	梱包費用・運送代など	修繕費	店舗・備品などの修繕費
水道光熱費	水道代・下水道代・電気代など	消耗品費	事務用品・ガソリン代など

【8 配当所得に関する事項】

株式や出資の配当などの収入がある方は内訳を記入してください。

【9 雑所得（公的年金以外）に関する事項】

公的年金以外のその他の収入がある方は内訳を記入してください。

【10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項】

ゴルフ会員権など資産の譲渡による収入や懸賞金などの臨時・偶発的な収入がある方は内訳を記入してください。

【11 寄附金控除に関する事項】

寄附金控除を受ける方は確定申告をしてください。（用紙は市役所にあります）

【12 事業専従者に関する事項】

あなたと生計を一にしている配偶者や15歳以上の親族で、あなたが営む事業にもっぱら（6ヶ月を超える期間）従事していた場合は、事業専従者控除が受けられます。ただし、この場合には事業専従者の配偶者控除、扶養控除は受けられません。

また、控除額は次のうち、いずれか少ない方です。

- (1) 配偶者86万円、その他の親族50万円
- (2) 事業にかかる所得の金額 ÷ (事業専従者の人数 + 1)

【13 別居の扶養親族等に関する事項】

控除対象配偶者・扶養親族のうち別居している方の氏名と住所を記入してください。

【14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項】

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式譲渡所得割額を記入してください。

【15 事業税に関する事項】

事業を営んでいる方で該当する項目がある場合に必要事項を記入してください。また、他都道府県に事務所または事業所がある場合には「他都道府県の事務所等」欄の□にチェックしてください。

【16 所得がなかった方の記載事項】 ※収入がなかった方は必ず記入してください。

- (1) 学生の場合
平成24年1月1日現在の学校名・学年を記入してください。
- (2) 扶養・援助を受けていた場合
住所・氏名・続柄を記入してください。
- (3) 各種年金や給付金を受けていた場合
当てはまるものに○印をつけて、年間の受取金額を記入してください。
- (4) その他
上記の(1)～(3)に当てはまらない場合、生活状況などをわかりやすく記入してください。

市・県民税の税額計算のしかた

3頁の「申告書（表面）の記入例」の事例について、市・県民税の税額を計算すると、次のようになります。

事例：収入は、不動産貸付と公的年金の収入で、配偶者（妻）と両親を扶養している、洪川市郎さんの例。

総所得金額 (2 所得金額の合計欄)	a	2,889,000円	
所得控除額合計 (4 所得から差し引かれる金額の合計欄)	b	2,512,700円	
課税総所得金額 (a-b)	c	2,889,000-2,512,700=376,000円 (千円未満切捨)	
		市民税	県民税
算出所得割額 (c×税率)	d	376,000×6%=22,560円	376,000×4%=15,040円
調整控除 (下記参照)	e	①10,000円+50,000円+(130,000円×2人)+50,000円=370,000円 (障害者控除)+(配偶者控除)+(同居老人扶養)+(基礎控除) 合計課税所得金額が200万円以下のため、①所得税と人的控除額の差の合計額と②合計課税所得金額のいずれか小さい額をもとに計算します。 ① 370,000円 < ② 376,000円 なので (所得税と人的控除額の差の合計額) (合計課税所得金額)	
		370,000×3%=11,100円	370,000×2%=7,400円
配当控除	f	0円	0円
寄附金税額控除	g	0円	0円
差引所得割額 (d-e-f-g)	h	22,560-11,100=11,460円	15,040-7,400=7,640円
均等割額	i	3,000円	1,000円
納める税額 (h+i)		11,460+3,000=14,400円 (百円未満切捨)	7,640+1,000=8,600円 (百円未満切捨)
		合計	23,000円

調整控除について

合計課税所得とは、課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額です。

	市民税	県民税
合計課税所得金額 200万円以下	① 所得税との人的控除額の差の合計額 ② 合計課税所得金額	
	①と②のいずれか小さい額×3%	①と②のいずれか小さい額×2%
合計課税所得金額 200万円超	① 所得税との人的控除額の差の合計額 ② 合計課税所得金額-200万	
	(①-②)(5万円を下回るときは5万円)×3%	(①-②)(5万円を下回るときは5万円)×2%

市・県民税と所得税との人的控除額の差

控除の種類		控除差	控除の種類		控除差
障害者控除	普通障害者	1万円	配偶者控除	一般控除対象配偶者	5万円
	特別障害者	10万円		老人控除対象配偶者	10万円
	同居特別障害者	12万円	配偶者 特別控除※	配偶者 の所得	38万円超
寡婦控除	一般の寡婦	1万円			40万円未満
	特別の寡婦	5万円	扶養控除	40万円以上	
寡夫控除	1万円	45万円未満			
勤労学生控除	1万円	一般扶養親族		5万円	
		特定扶養親族		18万円	
基礎控除	5万円	老人扶養親族	同居老親等以外	10万円	
		同居老親等	13万円		

※配偶者所得が45万円以上76万円未満のときは、人的控除額の差は発生しません。